

学 則

①法人・団体の名称	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団
②研修事業の名称	大阪府相談支援従事者研修（初任者研修及び現任研修）
③開講目的	【相談支援従事者初任者研修】 ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得を目的とします。 【相談支援従事者現任研修】 困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど日常の相談支援業務の検証等を行うことにより、ケアマネジメントの基本姿勢の確認及び相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。
④実施場所	大阪府内の指定会場（講義部分はWeb 配信）
⑤研修期間	【相談支援従事者初任者研修】 （１）７日課程 講義（２日間） 演習（５日間） 合計７日間 （２）２日課程 講義（２日間） 合計２日間 【相談支援従事者現任研修】 講義（１日間） 演習（３日間） 合計４日間
⑥研修カリキュラム	大阪府相談支援従事者研修（初任者研修及び現任研修）カリキュラムによる
⑦講師氏名及び担当科目	大阪府相談支援従事者研修講師一覧表による
⑧研修修了の認定方法（補講対応含む）	全科目受講することを修了の条件とし修了証書を交付します。 １０分以上の遅刻又は早退等により、講義又は演習の内容が十分修得されていないと認められる場合、若しくは受講態度が著しく不良の場合は欠席とみなし修了証書は交付しません。また虚偽の内容により申込みをした場合は、修了証書発行後であっても修了の取消し等の措置をとります。 ただし第三者による証明があり、当研修事業者の認めるやむを得ない事由による遅刻、早退等があった方については、大阪府相談支援従事者研修事業者指定要綱に基づき補講を行います。当研修事業者の研修日程内で実施できない場合（演習等）は修了状況証明書を交付します。全科目の１／２相当の受講が認められない場合は欠席状況証明書を交付します。
⑨開講時期	毎年１回 【相談支援従事者初任者研修】 （１）７日課程 令和８年９月７日（月）～令和８年１２月２４日（木） （２）２日課程 令和８年１０月１６日（金）～令和８年１０月３０日（金） 【相談支援従事者現任研修】 令和８年１２月１５日（火）～令和９年３月１２日（金）
⑩受講資格	【相談支援従事者初任者研修】 （１）７日課程 ①相談支援事業に従事しようとする方 ②重度障がい者等包括支援事業のサービス提供責任者として従事しようとする方 （２）２日課程 ①指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい者支援施設において、サービス管理責任者として配置されている、あるいは配置予定の方 ②指定障がい児通所支援事業所及び指定障がい児入所支援施設において、児童発達支援管理責任者として配置されている、あるいは配置予定の方 【相談支援従事者現任研修】 以下の①と②の要件を満たすもの ※相談支援従事者初任者研修等を修了した年度から５年度を過ぎて相談支援従事者現任研修を修了しなかった方は受講できません ①指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する方 具体的には初回の現任研修では、過去５年間に２年以上の相談支援の実務経験があること、２回目以降の現任研修では、過去５年間に２年以上の相談支援の実務経験があること 又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。 ②相談支援従事者初任者研修（５日課程・７日課程）あるいは障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者で相談支援従事者初任者研修の１日課程（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目）（以下「初任者研修等」という）を修了した年度の翌年度を初年度として以降の５年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けようとする方
⑪受講手続	応募必要書類に必要事項を記入のうえ、指定の申込方法にて期日までにご応募ください。
⑫受講料（補講料）及び支払い方法	・期日までに、指定した口座へ振込みにてお支払いください。 ・他の指定研修事業者にて欠席状況証明書の交付を受け、当研修事業者に申込みをされた方も同様の受講料とします。 ・修了状況証明書の交付を受けた方及び補講を実施する方については補講料を１日毎に１０,０００円とします。ただし、初任者研修の研修３～４日目（演習１～２日目）及び５～６日目（演習３～４日目）は一連で各１６,０００円、また現任研修の演習は一日８,０００円とします。 ・領収証の発行はいたしません。銀行・郵便局からのお振込み控えをもって、領収書にかえさせていただきます。 【相談支援従事者初任者研修】 ○７日課程 ６０,０００円 ○２日課程 １５,０００円 【相談支援従事者現任研修】 ３８,０００円
⑬解約条件及び返金の有無	受講決定後、納付された受講料及び補講料については、いかなる理由があっても返金しません。
⑭受講者の個人情報の取扱い	受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等個人情報は厳重に管理し、研修以外の目的で使用しません。 なお、修了者は修了者名簿に登録し大阪府に提出します。
⑮補講の取扱い	第三者の証明に基づくやむを得ない事由による遅刻、早退等があった方について、大阪府相談支援従事者研修事業者指定要綱の範囲内で補講を実施します。 ・全科目の１／２相当を上回り受講した方にもみ実施します。 ・講義における補講については、原則当研修事業者の指定場所及び指定日とします。 ・初任者研修の演習は研修３～４日目（演習１～２日目）及び５～６日目（演習３～４日目）を一連とします。当研修事業者の研修日程内で振替ができない場合は、修了状況証明書を交付いたします。補講は修了状況証明書の交付日から翌年度末までの間に実施される各指定研修事業者（他の研修事業者含）の研修規定に則して受講することができます。 ※研修カリキュラムが変更となった場合は補講を認めず、再度の受講となります。 ※現任研修において当該年度中に受講しなければ相談支援専門員の要件を欠いてしまう方については、翌年度の補講は受講できません。
⑯科目免除の取扱い	科目免除は行いません。全科目受講を原則とします。
⑰受講中の事故等についての対応	不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。受講生の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。
⑱研修及び苦情相談に関する連絡先	社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団 〒562－0012 大阪府箕面市白島三丁目５番５０号 TEL ０７２－７２４－８１６７ FAX ０７２－７２４－８１６５
⑲その他	本研修は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が大阪府からの指定を受け、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。